

大会テーマ研究会/分科会

11月13日（金）9：30～11：30

第1分科会 文書館設立と役割

松本市文書館設立の経過

松本市文書館 小松 芳郎

はじめに

松本市文書館（ぶんしょかん）が平成10年10月1日に開館した。『松本市史』の編さんが開始されたのが平成元年4月であるから、編さんの開始から数えて9年6か月目の開館ということになる。

10月1日は生憎の雨天であったが、関係者60人ほどの出席のなか、開館式がおこなわれた。司会・進行を担当していた私は、長野県内でははじめて、全国でも市の文書館的施設がまだ少ないなかで、文書館の開館に大きな喜びを感じると同時に、これからの事業と任務を遂行していく責任の大きさに、あらためて身の引き締まる思いがした。

松本市文書館の構想は、市史編さん事業開始の時からすでにはじまっていたとあってよい。したがって、文書館設立の経過は、市史編さん事業の開始から述べる必要がある。

1 市史編さん事業の推進

平成元年4月、総務部行政管理課に市史編さん



室が設置された。準備期間もなく、9年後の市制施行90周年記念事業としての刊行をめざし、5巻11冊の『松本市史』の編さんが開始された。発足当初は、室長の私を含めて3人の職員体制であった。事務局長は総務部長であったが、編さん事業の実質的な推進は、室長にまかされた。

編さん事業の開始時から私が考えていたことは、①編さんの状況をつねに市民に知らせる、②旧役場文書の整理と保存を実施する、③資料

の保存と活用のもととして文書館的施設設置の実現をはかる、の三つであった。

①については、個人所蔵の史料調査などを実施してお世話になっても、市史の刊行まで何年間も音沙汰もなくすごされるということの多いことを、各地の調査で痛感していたため、編さん状況をつねに所蔵者に知らせるべきだと考えた。現況を『松本市史編さん室だより』として月2回まとめ、史料所蔵者等に送りつづけた。月2回の発行で、第222号まで発行することができた。最高時には2000部以上を印刷し送付した。

②は、市内15の旧村の支所・出張所に保存されている旧役場文書の整理の実施である。編さん事業が開始されてすぐに、その保存状況の調査をしたが、どこも廃棄寸前の状態であった。その整理と保存の重要性を強調し、元年度から整理作業にとりかかった。地元の方々を整理委員に委嘱し、編さん室主導で、どの地区も同じ方法で整理していった。さいわい支所・出張所が、総務部行政管理課の管内であったことも、作業についての指示系統が一本化できた大きな要因であろう。3年度までにすべての旧役場文書の整理作業を終えて、各支所・出張所へ収納した。その合計点数は7万点を超えた。

③は、市民の協力や大勢の関係者の尽力、さらに莫大な費用を費やしておこなわれた市史編さん事業が、刊行完了によって終わりとなるものではないこと。『市史』には、調査収集された資料のほんの一部が掲載されているだけであり、その背後に膨大な資料群が存在していること。また、それらの資料は常に利用可能な状態にしておかなければならないことを、市史の編纂委員会や関係者の会議、『編さん室だより』など折にふれて強調しつづけてきた。また、調査、収集した資料は、すでに編さん事業のなかでいつでも検索できるようにしてあった。こうした編さん事業の根幹にかかわる資料群を無駄にしないためにも、文書館的施設が必要になってくるのである。

以上の三点を編さん事業開始時から推進してきたが、多くのご理解と協力のおかげで、ほぼ

当初の予定どおりに『松本市史』刊行を完了することができた。

2 文書館の設立

(1) 市史編さん事業から文書館へ

市史編さん室における事業は平成10年3月に完了した。4月からは行政管理課に歴史文書係があらたに置かれ、文書館的施設開館にむけての準備が本格的に開始された。

すでに平成9年2月に、議会の総務委員協議会で文書館の器となる建物について、「芝沢支所・公民館の後活用について－(仮称)松本市歴史文書史料館整備－」という形で協議され、市役所の出先機関である芝沢支所の跡を、全市的な生涯学習の場となる文書館的施設として整備していくことについて了解された。同年4月に、この支所・公民館を使用していた2地区それぞれの出張所・公民館の建物が新設されることとなっていたため、その後利用が課題となっていた。はやい段階から編さん事務局では、この後利用について協議、調整してきた。文書館構想は、5年ごとに作成される基本計画にも組み込まれた。市長も編さん事業完了後の史料は、この建物に保存していくことを明言していた。

平成9年4月から、行政管理課の文書係、行政情報室、市史編さん室の3係で、(仮称)歴史文書史料館の改造と運営について、検討、協議をかさねた。

平成10年4月に歴史文書係が新設されると、史料の移転作業、運営面での検討作業が並行してすすめられ、条例案、運営規則、運営方法などの協議が、行政管理課文書係と歴史文書係とですすめられた。

6月の定例市議会には、一般質問で、公文書館法にのっとった文書館的施設のありかたについての質問がなされ、市長が開館を前提として答弁をおこなった。

9月の定例市議会に松本市文書館条例が上程され、議決を得た。条例では、公文書

館法と地方自治法によって文書館の設置、管理等を定めることを目的とし、事業は、①文書の収集・整理・保存、②文書の閲覧、複写、③調査、研究、④専門的な知識の普及と啓発、⑤資料集等の編さん及び刊行、である。

条例案作成にあたって、とくに留意されたことは館の名称であった。「史料館」とすると、資料館等の類似施設があるので紛らわしくなり、また文書資料の施設であるということが薄らぐ。「公文書館」とすると、古文書などの個人所蔵の史料が含まれないように受けとられるきらいがあること、等の理由から「文書館」とした。こうして文書館は、単独館として開館した。一部改装工事は、平成9年10年の2か年にわたって実施された。

また、松本市は、公文書の現用文書の公開については、平成4年1月に「公文書公開条例」と「個人情報保護条例」を施行しており、その窓口は、行政管理課文書係であった。そのため、文書館は歴史資料として重要な文書を扱い、文書係は現用文書を扱うこととしている。

文書館開館までに、市史編さん時に調査、撮影した個人所蔵の私文書については、各所蔵者に閲覧許可についての通知文をだし、許可を得る手続きをした。

おわりに

開館後2か月と少しがたち、利用も増えてきているが、利用者には、まだとまどいがみられる。調べることがはっきりしていて使い慣れている人（研究者等）の利用はともかく、文書館がどのような役割をもっている施設かがまだ十

分に知られていない面もある。講演、講座、研究会などいろいろな場をとおしてひろめていきたいと考えている。

市史編さんと史料の保存と活用、文書館の設立について、私がこれまでに発表してきた報告をあげておく。

「旧役場史料の整理と保存について」（『松本市史研究』創刊号 平成2年）、「松本市史編さんと史料の保存・活用」（『松本の学び根っこワーキング』① 平成3年）、「旧役場史料の整理・保存について」（『松本市史研究』第2号 平成4年）、「旧役場史料の整理と保存について」（『信濃』第44巻第12号 平成4年）、「文書史料の調査と活用について」（『松本市史研究』第3号 平成5年）、「史料保存をめぐる－史料・人・地域を結ぶネットワークを考える－」（全国歴史資料保存利用機関連絡協議会『会報』No.28 平成5年）、「文書史料の保存について－所蔵者のがわからぬ－」（『松本市史研究』第4号 平成6年）、「松本市史編さんの諸課題」（『信濃』第47巻第11号 平成7年）、「市史編さんにおける公文書の整理・保存と活用」（新潟県歴史資料保存活用連絡協議会会報『新史料協だより』第2号 平成8年）、「保存されている旧役場史料の一考察」（『松本市史研究』第7号 平成9年）、「市史編さんの経過」（『松本市史編さんの九年間』松本市 平成10年）、「松本市史編さんの経過」（『松本市史』第五巻「地名・年表・索引」松本市 平成10年）、「市史編さんの完了と文書館の設立」（『記録と史料』第9号 平成10年）、「松本市文書館の開館」（『DJIバイマンスリーレポート』23号 平成10年）、「松本市文書館設立の経過」（第二回全国歴史資料保存利用機関連絡協議会全国大会要項』平成10年）。